

四日市市告示第 6 3 8 号

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 3 7 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条及び第 4 条関係） 1 補助金の対象及び補助単価等（施設整備） 補助金の対象となる施設、補助単価及び対象経費は次のとおりとする。			別表（第 2 条及び第 4 条関係） 1 補助金の対象及び補助単価等（施設整備） 補助金の対象となる施設、補助単価及び対象経費は次のとおりとする。		
補助金の対象施設	補助単価	単位	補助金の対象施設	補助単価	単位
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	3 3, 6 0 0 千円	施設 数	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	3 2, 0 0 0 千円	施設 数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	3 3, 6 0 0 千円	施設 数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	3 2, 0 0 0 千円	施設 数
小規模介護老人保健施設（定員 2 9 人以下の介護老人保健施設をいう。）	5 6, 0 0 0 千円	施設 数	小規模介護老人保健施設（定員 2 9 人以下の介護老人保健施設をいう。）	5 3, 4 0 0 千円	施設 数
小規模多機能型居宅介護事業所	3 3, 6 0 0 千円	施設 数	小規模多機能型居宅介護事業所	3 2, 0 0 0 千円	施設 数
定期巡回・随時対	5, 9 4 0	施設	定期巡回・随時対	5, 6 7 0	施設

応型訪問介護看護 事業所	千円	数
<p>【対象経費】</p> <p>第2条に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 補助金の対象整備区分</p> <p>補助金の対象となる整備区分は次のとおりとする。</p>		
整備区分	整備内容	
創設	施設を整備し（改修を含む）、新たに地域介護拠点等を新設すること。	
増築	既存施設を増築または改築する、既存の地域介護拠点の規模を拡大すること。	

応型訪問介護看護 事業所	千円	数
<p>【対象経費】</p> <p>第2条に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 補助金の対象整備区分</p> <p>補助金の対象となる整備区分は次のとおりとする。</p>		
整備区分	整備内容	
創設	施設を整備し（改修を含む）、新たに地域介護拠点等を新設すること。	

<p>改 築</p>	<p>備考 (1) 過去に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、旧の四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第365号）及び当該補助金を受けて<u>整備した事業所は対象としない。</u></p> <p>(2) (1)の規定に関わらず、<u>認知症高齢者グループホームのユニット増による増築または改築については補助対象とする。新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することが出来るものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>備考 過去に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、旧の四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第365号）及び当該補助金を受けて<u>整備された認知症高齢者グループホームへのユニット増築は除く。</u></p> <p>3 (略)</p>
----------------	---	---

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。